基準に限り、第二条に規定する自動車にあつては細目告示第百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第三条に規定する自動車にあつては細目告示第百六十一条第二項第二号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限る。）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第二項第二号の規定に基づき、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千二百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品に関し道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第八条の二第二項第二号（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の告示で定める物品は、次の各号に掲げるものとする。	自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品に関し道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第八条の二第二項第二号（規則第二十四条（規則第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の告示で定める物品は、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　臨時検査合格標章（規則第三十七条の二の二第四項において準用する規則第三十七条の三第一項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）	二　臨時検査合格標章（規則第三十七条の二第四項において準用する規則第三十七条の三第一項の規定に基づき自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の左上部に見やすいように貼り付ける場合に限る。）
三～八　（略）	三～八　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１７８号

川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地３　ダイアパレス鷺沼Ⅰ　109、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目11番４－104号　レオパレス　Ｆｏｒ　Ｙｏｕ

債務者　佐伯　光章

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　平成29年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月６日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号

川崎市麻生区片平４丁目５番２号　ＫＥＮＥⅠ　ＶＩＬＬＡ　205、前住所川崎市麻生区片平６丁目１番10号　１Ｆ

債務者　藤澤　直樹

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　寛一
4　破産債権の届出期間　平成29年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月６日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号

高知市高須２丁目12番30号

債務者　北尾　勝也

1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　剛史
4　破産債権の届出期間　平成29年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年10月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６３３号

東京都あきる野市留原125

債務者　柳川　　航

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内　俊
4　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７７２号

神奈川県横浜市青葉区荏田西２丁目15－６－106

債務者　金子桂一郎

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　平澤　祐人
4　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７９０号

東京都練馬区平和台２丁目39－３－107

債務者　瀧澤　　誠

1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恒石　直和
4　破産債権の届出期間　平成29年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部